

# 作業主任者・就業制限業務等一覧表

奈良労働局 労働基準部 健康安全課  
奈良市法蓮 387 奈良第三合同庁舎  
0742(32)0205

安衛則第36条	業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
9号の3	車両系建設機械(基礎工事)の作業装置の操作	自走式の基礎工用建設機械の作業装置の操作(車体上運転席の操作を除く)の業務
10号	締固め用建設機械の運転	ローラー等の締固め用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に移動できる建設機械の運転の業務
10号の2	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	コンクリートポンプ車等のコンクリート打設用建設機械の作業装置の操作の業務
10号の3	ポーリングマシンの運転	ポーリングマシンの運転の業務
10号の4	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	建設工事におけるジャッキ式つり上げ機械(複数の保持機構等要件の定め有り)の調整又は運転の業務
10号の5	高所作業車の運転	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務
11号	巻上げ機の運転	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイス、ゴンドラ等は除く)の運転の業務
13号	軌道装置の動力車の運転	動力車、動力により駆動される巻上げ装置で軌条により人又は荷を運搬する装置(軌道装置)の運転の業務
14号	小型ボイラーの取扱いの業務	令第1条第4号の小型ボイラーの取扱いの業務
15号	クレーンの運転	つり上げ荷重5t未満のクレーン、同5t以上の跨線テルハの運転の業務
16号	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重1t未満の移動式クレーンの運転の業務
17号	デリックの運転	つり上げ荷重5t未満のデリックの運転の業務
18号	建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務
19号	玉掛けの業務	つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
20号	ゴンドラの操作	ゴンドラの操作の業務
20号の2	空気圧縮機の運転	作業室及び気間室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
21号	高圧作業室送気調節業務	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
22号	気間室への送・排気調節業務	気間室への送気又は排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
23号	潜水作業への送気調整業務	潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
24号	再圧室操作業務	再圧室を操作する業務
24号の2	高圧室内作業	高圧室内作業に係る業務
26号	酸素欠乏危険作業	令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
27号	特殊化学設備の取扱等の業務	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務
28号	X線装置・ガンマ線照射装置による透過写真の撮影業務	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
29号	特定粉じん作業	特定粉じん作業(粉じん則第3条に該当するものを除く)に係る業務
30号	ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削の作業、ずり・資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業に係る業務
31号	産業用ロボットの教示等の業務	産業用ロボットの可動範囲内において行う教示等の業務又は可動範囲外で行う教示等に係る機器の操作の業務
32号	産業用ロボットの検査等の業務	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等の業務又は可動範囲外で行う当該検査等に係る機器の操作の業務
33号	自動車用タイヤ空気充填業務	自動車(二輪を除く)用タイヤの組立てに係る業務の内、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充填する業務
34号	廃棄物焼却施設における焼却灰等を取扱う業務	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(以下「廃棄物焼却施設」という)において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
35号	焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36号	焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務等	廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
37号	石綿等使用建築物等の解体等の業務	石綿等が使用されている建築物及び工作物又は船舶の解体等の作業に係る業務、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の作業に係る業務
38号	除染等業務及び特定線量下業務	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務及び特定線量下業務
39号	足場の組立て等の業務	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
40号	ロープ高所作業に係る業務	高さ2m以上の箇所で行うロープ高所作業に関する業務

(注) 本表では、紙面スペースの都合上、対象業務・作業内容等を一部省略していますのでご注意ください。

## 1. 作業主任者(法第14条 令第6条)

これらの作業を行う場合は、必要な資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮、その他労働災害防止のための法定事項を行わせなければならない。

令第6条	作業主任者の名称	作業主任者を選任しなければならない作業	必要な資格(安衛則別表第1)
1号	高圧室内作業主任者	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧室内作業主任者免許
2号	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許
3号	林業架線作業主任者	一定規模以上の機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業	林業架線作業主任者免許
4号	ボイラー取扱作業主任者	ボイラーの取扱いの作業 (小型ボイラーを除く)	ボイラー技士免許(ボイラーの規模により特級・1級・2級の別) 小規模ボイラーは技能講習修了でも可
5号	エックス線作業主任者	令別表第2の第1号又は第3号に掲げる放射線業務に係る作業	エックス線作業主任者免許
5号の2	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者免許
6号	木材加工用機械作業主任者	一定の木材加工用機械(携帯用を除く)を5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台以上)有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習修了
7号	プレス機械作業主任者	動力プレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業	プレス機械作業主任者技能講習修了
8号	乾燥設備作業主任者	一定能力以上の乾燥設備による物の加熱乾燥の作業	乾燥設備作業主任者技能講習修了
8号の2	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了
9号	地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業	地山の掘削及び土止め支保 工作業主任者技能講習修了
10号	土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	土止め支保工の組立て、ロックボルトの取付け、若しくはコンクリート等の吹付けの作業
10号の2	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削の作業(機械掘削で労働者が切羽に近接することなく行うものを除く)又は、これに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け、若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了
10号の3	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了
11号	採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削作業	採石のための掘削作業主任者技能講習修了
12号	はい作業主任者	高さが2m以上の「はい」のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械運転者のみにより行われるものは除く)	はい作業主任者技能講習修了
14号	型枠支保工の組立て等 作業主任者	コンクリート打設用型枠支保工の組立て又は解体の作業	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習修了
15号	足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習修了
15号の2	建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(高さが5m以上に限る)の組立て、解体又は変更の作業	鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了

令第6条	作業主任者の名称	作業主任者を選任しなければならない作業	必要な資格 (安衛則別表第1)
15号の3	鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(高さが5m以上又は橋梁の支間が30m以上のものに限る)の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了
15号の4	木造建築物の組立て等 作業主任者	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地、外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了
15号の5	コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者	高さが5m以上であるコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了
16号	コンクリート橋架設等 作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(高さが5m以上又は橋梁の支間が30m以上のものに限る)の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了
17号	第一種圧力容器取扱作業主任者	一定規模以上の第一種圧力容器の取扱いの作業	ボイラー技士免許又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了
18号	特定化学物質作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取扱う作業(次の項に掲げる作業以外の作業)	特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習修了
		特定化学物質を製造し、又は取扱う作業(特別有機溶剤業務に係る作業)	有機溶剤作業主任者技能講習修了
19号	鉛作業主任者	令別表第4第1号から10号に掲げる鉛業務に係る作業	鉛作業主任者技能講習修了
21号	酸素欠乏危険作業主任者	令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所(次の場所を除く)における作業	・酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了
		令別表第6の第3号の3、第9号、第12号(酸欠及び硫化水素中毒の危険)に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了
22号	有機溶剤作業主任者	有機溶剤を製造し、又は取扱う業務で、省令に定める作業	有機溶剤作業主任者技能講習修了
23号	石綿作業主任者	石綿等を取扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者技能講習修了

## 2. 就業制限(法第61条 令第20条)

次の業務は、免許や技能講習修了等法定の資格を有する者でないと当該業務に就くことができない。

令第20条	業務名	就業が制限される業務の内容	必要な資格 (安衛則別表第3)
1号	発破の業務	せん孔・装てん・結線・点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	発破技士免許 等
2号	揚荷装置の運転業務	制限荷重が5t以上の揚荷装置の運転の業務	揚荷装置運転士免許
3号	ボイラーの取扱いの業務	ボイラーの取扱いの業務 (小型ボイラーを除く)	特級・1級・2級ボイラー技士免許(小規模ボイラーは、ボイラー取扱技能講習修了でも可)
4号	ボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務	上記のボイラー又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く)の溶接の業務(自動溶接機による溶接等は除く)	ボイラー溶接士免許 (特別・普通)
5号	ボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く)又は一定規模以上の第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士免許
6号	クレーンの運転の業務	つり上げ荷重が5t以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許
		上記業務の内、床上で運転し、かつ、当該運転する者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	・クレーン・デリック運転士免許 ・床上操作式クレーン運転士技能講習修了
7号	移動式クレーンの運転の業務	つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許(つり上げ荷重が5t未満の場合は、小型移動式クレーン運転技能講習修了でも可)

令第20条	業務名	就業が制限される業務の内容	必要な資格(安衛則別表第3)
8号	デリックの運転の業務	つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許
9号	潜水の業務	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許
10号	ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許 ガス溶接技能講習修了等
11号	フォークリフトの運転の業務	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務	フォークリフト運転技能講習修了 等
12号	車両系建設機械の運転の業務	機体重量が3t以上 整地・運搬・積込み用、掘削用 基礎工事用 解体用	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)技能講習修了 等 同上(基礎工事用)技能講習修了 等 同上(解体用)技能講習修了 等
13号	ショベルローダー等の 運転の業務	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務	ショベルローダー等運転技能講習修了 等
14号	不整地運搬車の運転の業務	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転の業務	不整地運搬車運転技能講習修了等
15号	高所作業車の運転の業務	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務	高所作業車運転技能講習修了等
16号	玉掛けの業務	つり上げ(制限)荷重が1t以上の揚荷装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	玉掛技能講習修了 等

## 3. 特別教育(法第59条第3項 安衛則第36条)

次に掲げる危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

安衛則 第36条	業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
1号	研削といしの取替え等	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2号	動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整	動力プレスの金型、シャーの刃部又はそれらの機械の安全装置、安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3号	アーク溶接等の業務	アーク溶接機を用いて行なう金属の溶接、溶断等の業務
4号	電気取扱等の業務	高圧(直流:750V、交流:600Vを超え7000V以下)若しくは特別高圧(7000V超)の充電回路等の敷設、点検、修理又は操作の業務 低圧(直流:750V、交流:600V以下)の充電回路の敷設、修理の業務等
5号	フォークリフトの運転	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務
5号の2	ショベルローダー等の運転	最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
5号の3	不整地運搬車の運転	最大荷重1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
6号	揚貨装置の運転	制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務
6号の2	伐木等機械の運転	伐木等機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるものに限る。)の運転の業務
6号の3	走行集材機械の運転	走行集材機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるものに限る。)の運転の業務
7号	機械集材装置の運転	集材機、架線、搬機、支柱及びこれらに附属するものにより構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備の運転の業務
7号の2	簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転	簡易架線集材装置(動力を用い、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械(動力を用い、原木等を巻き上げることに伴って当該原木等を運搬するための機械)の運転の業務
8号	立木の伐木等の処理	胸高直径70cm以上の立木の伐木、及び胸高直径20cm以上で偏心している立木の伐木、かかり木、つり木の処理等の業務
8号の2	チェーンソーを用いて行なう伐木、造林	チェーンソーを用いて行なう立木の伐木、かかり木の処理、又は造材の業務
9号	小型車両系建設機械(整地等)の運転	機体重量が3トン未満の整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用の車両系建設機械の運転の業務
9号の2	非自走式基礎工事用機械の運転	基礎工事用建設機械の運転の業務(自走式以外のもの)